

お知らせワイド

令和6年度

狂犬病予防注射をお忘れなく！

令和6年度の狂犬病予防集合注射を右表のとおり実施します。犬の飼い主は、生後90日を経過している犬には、毎年、狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

市に登録がある犬の飼い主あてに、「狂犬病予防注射のお知らせ」(はがき)を送付しました。必要事項を記入の上、おつりのないよう**手数料(3,400円)**を準備して当日会場へ持参してください。

※新たに飼いだめた犬(動物の愛護及び管理に関する法律により、マイクロチップを装着した犬を除く)の登録をする人は、登録手数料として別途3,000円が必要です。

集合注射会場以外でも次の病院で予防注射を受けることができます

▷菜の花動物病院

(野村四丁目 ☎84-3478)

▷はら動物病院(北町 ☎84-1010)

※注射料金は、集合注射と異なる場合がありますので、各病院へお問い合わせください。

市外の動物病院で予防注射を受けた場合

注射済票を交付しますので、動物病院発行の「狂犬病予防注射済証」と注射済票交付手数料550円を環境課環境創造グループ(総合環境センター4階)または地域サービス室(関支所1階)へ持参してください。

令和6年度狂犬病予防集合注射日程表

日付	会場	時間
4月9日(火)	野村地区コミュニティセンター	午後1時05分～1時20分
	布気神社北側参道入口	午後1時30分～1時40分
	JA鈴鹿亀山神辺支店	午後1時50分～2時00分
	関文化交流センター	午後2時10分～2時35分
	林業総合センター	午後2時50分～3時00分
	関南部地区コミュニティセンター	午後3時20分～3時30分
4月10日(水)	道野公民館	午後1時10分～1時20分
	城北地区コミュニティセンター	午後1時30分～1時40分
	本町地区コミュニティセンター	午後1時55分～2時05分
	東部地区コミュニティセンター	午後2時15分～2時25分
	天神・和賀地区コミュニティセンター	午後2時35分～2時45分
	南部地区コミュニティセンター	午後2時55分～3時05分
4月11日(木)	JA鈴鹿亀山支店厚生出張所	午後3時15分～3時25分
	白川地区南コミュニティセンター	午後1時10分～1時20分
	小川生活改善センター	午後1時30分～1時40分
	JA鈴鹿安坂山出張所跡	午後1時55分～2時10分
	野登地区コミュニティセンター	午後2時20分～2時35分
	辺法寺宮農組合集会所	午後2時45分～2時55分
4月12日(金)	川崎地区コミュニティセンター	午後3時05分～3時25分
	能褒野公民館	午後3時35分～3時50分
	みずほ幼稚園送迎用駐車場	午後1時15分～1時25分
	みずきが丘集会所	午後1時35分～1時55分
	田村公民館	午後2時05分～2時15分
	井田川地区北コミュニティセンター(みどり町)	午後2時25分～2時35分
井田川地区南コミュニティセンター(和田町)	午後2時45分～2時55分	
栄町公民館	午後3時05分～3時15分	

飼い主の変更・犬の死亡などの場合

狂犬病予防法により、市に登録した犬の飼い主の変更や犬の死亡などがあつた場合、鑑札と注射済票を持参の上、30日以内に環境課環境創造グループまたは地域サービス室へ届け出をしてください。



4月1日からマイクロチップ情報を鑑札とみなす「狂犬病予防法特例制度」を適用します

令和4年6月1日に改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬や猫にはマイクロチップ(以下、「MC」という。)の装着が義務化されました。また、MCを装着した犬や猫を新たに迎え入れた飼い主は、指定登録機関に自身の住所や氏名等の登録情報の変更手続きを行う必要があります。これに伴い、MC情報の登録を完了した犬は、狂犬病予防法に基づく登録をしたものとみなされ、鑑札の交付手続きを不要とする「MCが鑑札とみなされる」特例制度が設けられました。本市では、4月1日からこの特定制度を適用します。

■MCの情報登録

動物の愛護及び管理に関する法律において、犬・猫へのMCの装着は飼い主の努力義務となっています(すでに装着されている場合を除く)。動物病院などで犬や猫にMCを装着したときは、30日以内に、飼い主の氏名や住所などの情報の登録手続きを指定登録機関に行うことが義務付けられていますので、忘れずに行ってください。

■MCの指定登録機関への申請方法

①または②のいずれかの方法で登録または変更申請を行ってください。

①オンライン申請

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト([URL https://reg.mc.env.go.jp](https://reg.mc.env.go.jp))へアクセスして申請してください。[手数料 400円/頭(クレジットカード決済またはコード決済で支払い)]

②書面申請

指定登録機関に連絡し、払込票とセットの申請書類を取り寄せ、必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送してください。[手数料 1,400円/頭+振込手数料]

【指定登録機関】公益社団法人日本獣医師会(環境大臣指定登録機関)

〒107-0072 東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館23階

☎03-6384-5320(受付は月曜～土曜日(1月1日～3日を除く)の午前9時～午後6時)

問合せ 環境課環境創造グループ (☎96-8095)